

各都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部(局) 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針」について

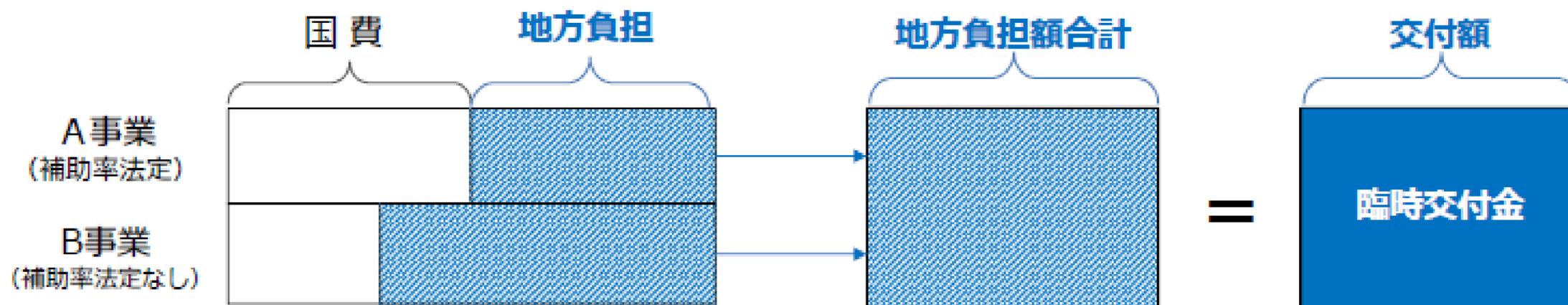
新型コロナウイルス感染症の検査については、これまで累次の事務連絡に基づき、必要な体制の確保に取り組んでいただいているところですが、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」(令和2年8月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、「季節性インフルエンザ流行期を踏まえた検査需要に対応できるよう、国が都道府県に対し指針を示し、地域における外来診療の医療提供体制と検体採取体制を踏まえて早期に新たな検査体制整備計画を策定するよう要請する」とされており、また、次のインフルエンザ流行に備えた医療提供体制の整備については、先般、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」(令和2年9月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)が示されたことを踏まえ、国と地方自治体の協働のもと、新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充を図る観点から、「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針」を別添のとおり策定したので、これも踏まえ、検査体制を点検の上で、必要な体制の強化に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく行政検査の検査費用(保険適用の検査については保険者負担分を除く。)については、その2分の1を感染症予防事業費等負担金として国が負担することとしている。その上で、令和2年度補正予算で追加された地方負担分については、内閣府の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において行政検査の地方負担額を算定基礎として全額交付限度額に算定される仕組みとなっている。このように、検査の実施により各都道府県等が負担する費用については十分な財源を確保しているもので、必要な検査は広く実施していただくようお願いしたい。

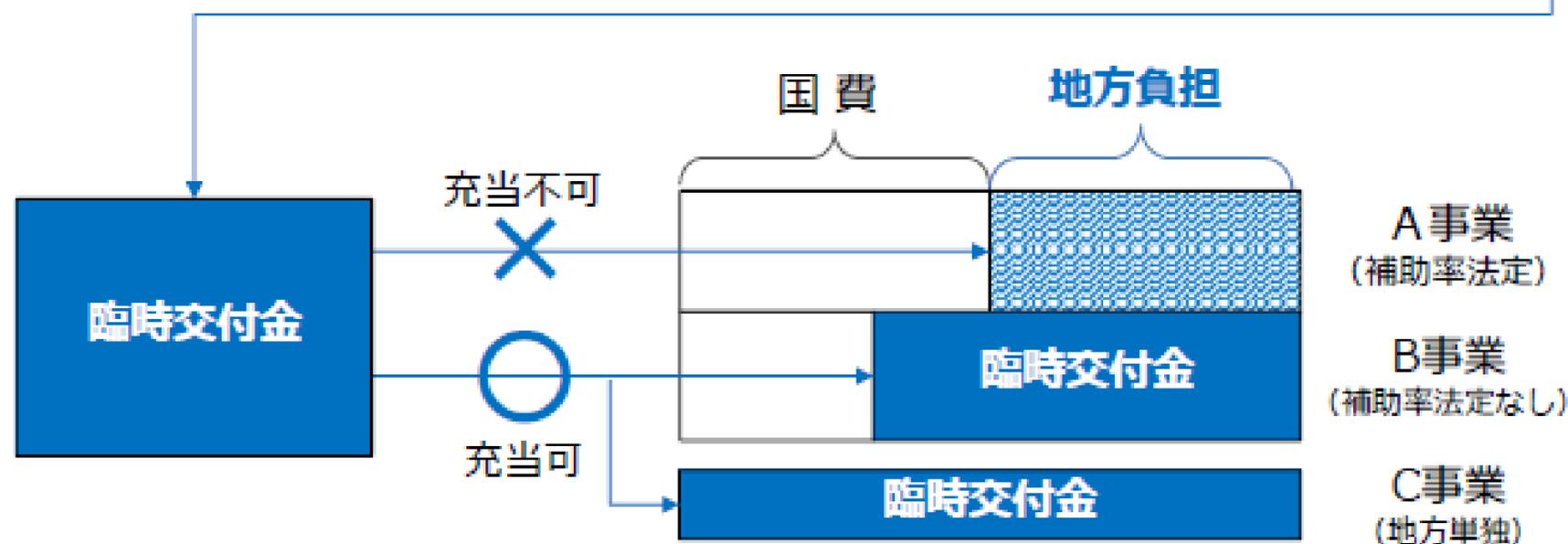
## 交付限度額の算定方法と充当対象のイメージ（国庫補助事業の地方負担分）

別紙

○ある地方公共団体への臨時交付金の交付限度額（国庫補助事業の地方負担分）（例）



○実際の臨時交付金の充当イメージ（例）

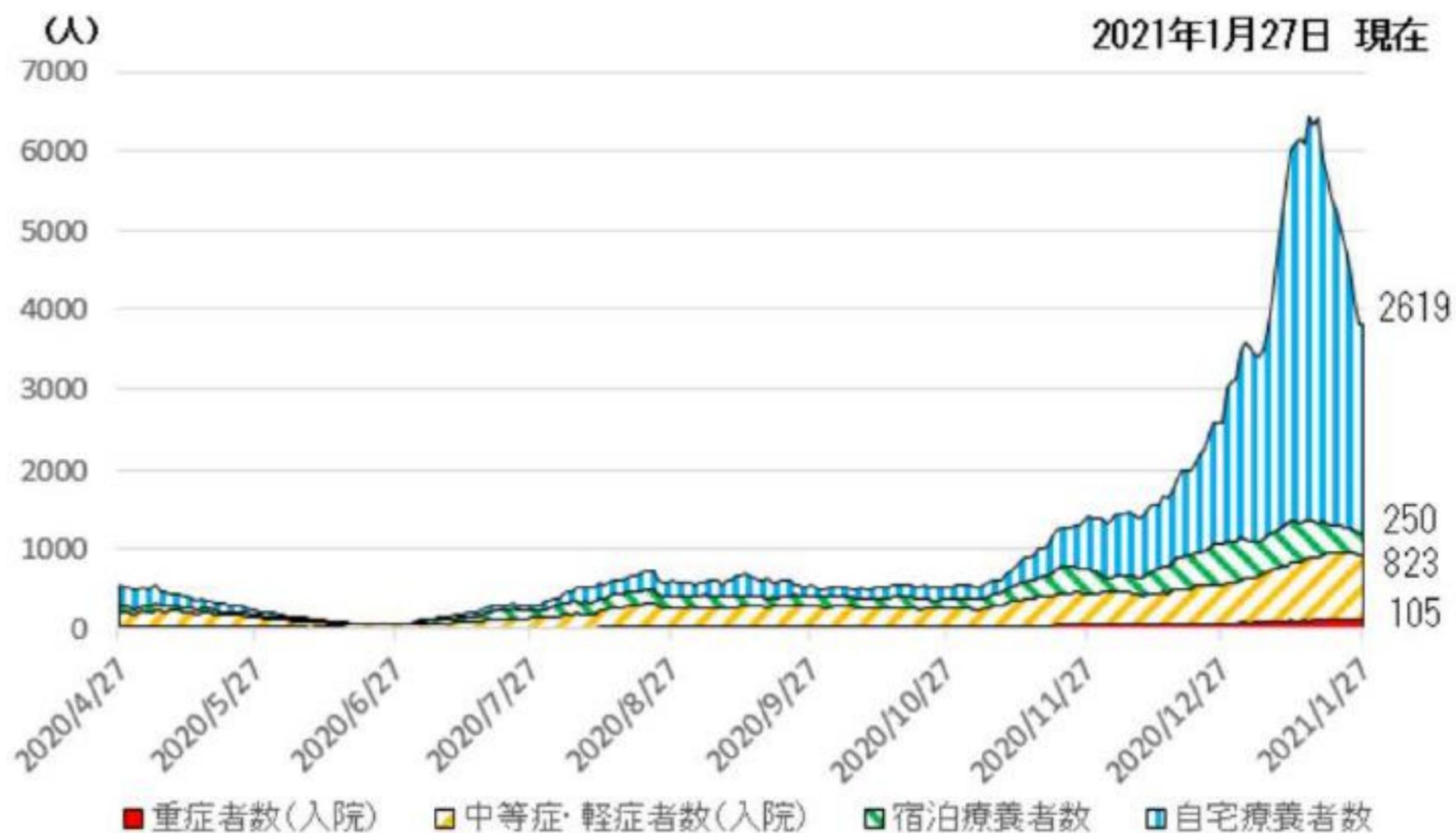


感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 SARSに係る感染症法上の類型については、ウイルスの解明、SARSの病態・感染経路の解明を急ぎ、治療薬・ワクチンの開発などの医療の状況も含め医学的知見の集積等を踏まえ、二年毎の見直しを行うこと。
- 二 検疫法第十八条第二項に規定する入国者に係る入国後の健康状態の報告義務については、SARSの疑いがある患者がいる医療機関で働いていた者や患者の家族等、濃厚接触のあった者等に限定するなど、科学的根拠に基づいた運用を図ること。また、これらの者に係る個人情報保護については万全を期すこと。
- 三 検疫については、国内の対策と密接な連携を取りつつ的確な運用に努めるとともに、感染症の発生状況に応じて機動的な対応が可能となるよう人員の配置等体制の強化に努めること。
- 四 保健所については、緊急時において、国、地方公共団体の関係行政機関と緊密な連携を図りつつ、住民に対して必要な情報の提供に努めるとともに、地域における感染症対策の中核機関として、その機能が十分果たせるよう機能強化を図るため必要な措置を講ずること。
- 五 感染症患者や家族に対する差別や偏見が生じないように、関係省庁間の連携を取りつつ、職場、地域、学校等への啓発を徹底すること。

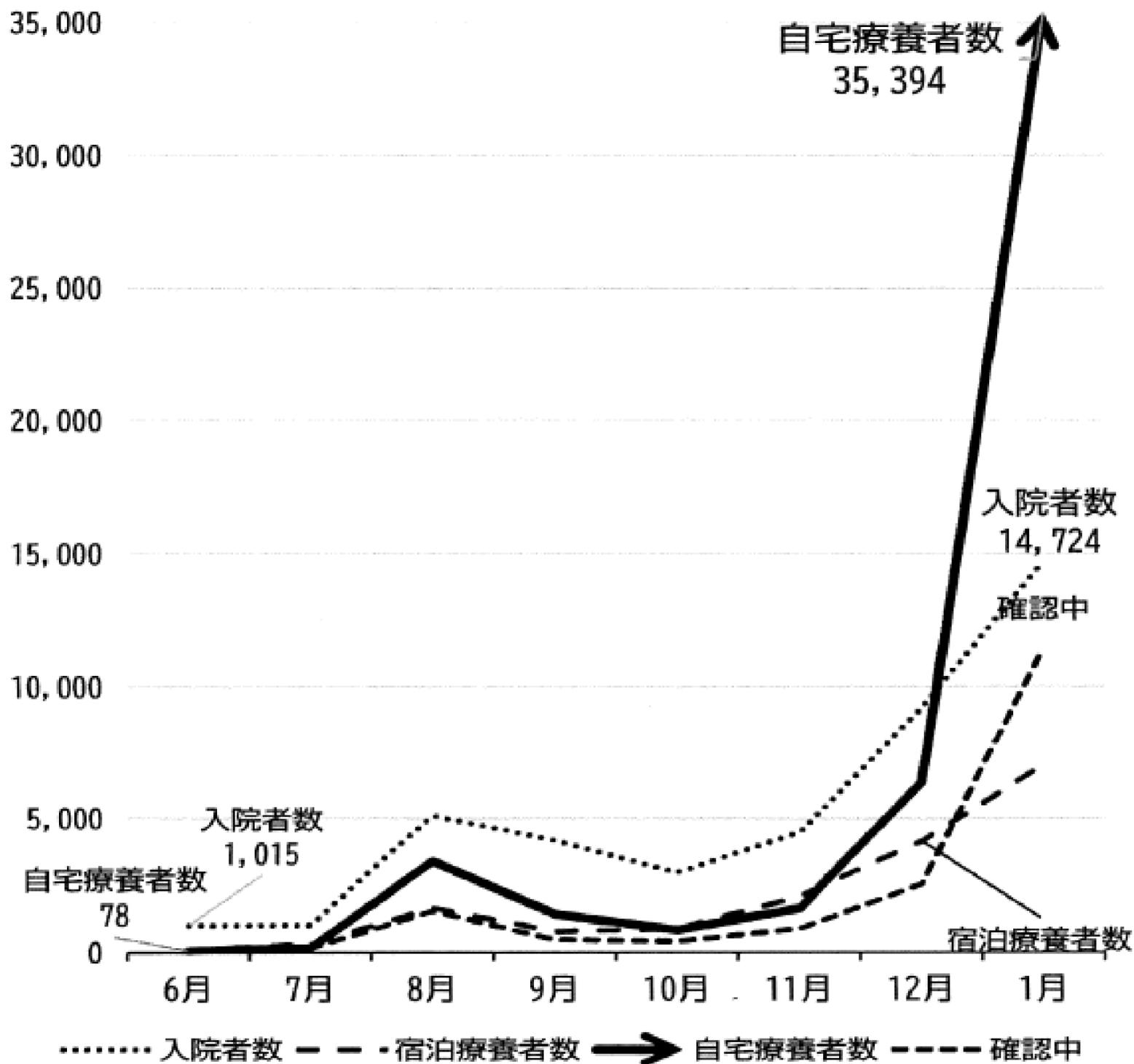
## 療養者数の推移



※入院患者数には疑似症患者数は含まない。

出所: 神奈川県健康医薬局医療機器対策本部室「感染モニタリング指標と現在の状況について<1月27日までのデータを反映> (速報版)」 (令和3年1月28日)

### 激増している「自宅療養者」と「確認中」の人数



厚生労働省「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査結果」(1月20日時点)より作成

出所: 一般社団法人「全国労働安全衛生研究会」メルマガ『災害に抗して』  
2020.1.29 NO.28